

## 藤沢駅街区エリアマネジメント組織設立準備会の運営に関する協定書（案）

藤沢駅街区エリアマネジメント組織設立準備会（以下「甲」という。）と藤沢市（以下「乙」という。）は、藤沢駅街区におけるエリアマネジメント組織設立に向けた準備、運営活動について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

**第 1 条** 藤沢駅街区におけるエリアマネジメントを展開していくために必要となる事柄の整理及び作成することを目的とした活動について、甲及び乙は、相互に協力して推進するものとする。

（運営）

**第 2 条** 運営は、「藤沢駅街区エリアマネジメント組織設立準備会規約」（以下「準備会規約」という。）に基づき事業を実施するものとする。

（責務）

**第 3 条** 事業実施に係る予算及び事業計画は、甲が企画し、乙は自己の責務に係る経費（以下「負担金」という。）を負担するものとする。

（費用の負担）

**第 4 条** 乙の負担金の額は、別紙のとおりとする。

2 甲は、前項に定める負担金の額を事業計画に定める事業（以下「事業」という。）に係る経費として経理し、事業費等に充当するものとする。

（負担金の支出）

**第 5 条** 乙は、本協定締結後、甲に前条第 1 項に規定する負担金の額を概算払いで支払うものとする。

（負担金の精算）

**第 6 条** 甲は、事業が完了したときは、速やかに第 4 条第 1 項に規定する負担金の額を精算し、乙に次の書類を提出するものとする。

(1) 精算報告書

(2) 事業報告書

(負担金の返還)

**第7条** 甲は、負担金を事業計画に定める事業以外の事業に使用した全額又は事業費が負担金に満たない場合の差額については、乙に返還しなければならない。ただし、藤沢市長が書面によりあらかじめ認めた場合は、この限りではない。

(事業の完了期限等)

**第8条** 事業の完了期限は、2020年(令和2年)3月31日とする。

2 この協定は、事業の完了をもって、その効力を失うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

**第9条** 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾がない限り、この協定書及びこの協定書に基づく契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供してはならない。

(協議事項)

**第10条** この協定に定めのない事項があるとき、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が誠意をもって協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2019年(令和元年) 月 日

甲 神奈川県藤沢市藤沢607-1

藤沢駅街区エリアマネジメント組織設立準備会

会 長

山 田 秀 幸

乙 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市

藤沢市長 鈴木 恒 夫

別 紙

負担金内訳（第4条関係）

項 目	乙の負担金の額
運営支援事業費 （コーディネート委託費）	7, 5 0 0, 0 0 0 円
イベント等事業費	5 0 0, 0 0 0 円
計	8, 0 0 0, 0 0 0 円